

## 有期契約職員の介護関連制度

### 介護休業

要介護者ごとに当該職員の雇用契約期間の範囲内で 93 日を超えない期間内において必要とする期間【有期契約職員就業規則第 48 条】『介護休業等に関する規程第 5 条』

- 対象:配偶者、父母、子、配偶者の父母、兄弟姉妹、祖父母、孫
- 要介護者とは負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態の者
- 介護休業期間中は無給である

### 介護部分休業

要介護者ごとに介護部分休業開始日から起算して 3 年の範囲内において取得回数を問わず取得できます。当該職員の雇用契約期間の範囲内で 1 日のうち連続した 4 時間の範囲内【有期契約職員就業規則第 48 条】『介護休業等に関する規程第 13 条』

- 対象:配偶者、父母、子、配偶者の父母、兄弟姉妹、祖父母、孫
- 勤務しない時間につき給与は減額される